

事業概要

令和3年度版

和歌山県東牟婁振興局健康福祉部串本支所

和歌山県新宮保健所串本支所

〒649-4122

和歌山県東牟婁郡串本町西向193

TEL (0735)72-0525 番

FAX (0735)72-2739 番

目 次

総 括

- 1 管内の概要 ----- p 1～2
 - (1) 管内の概況
 - (2) 管内市町村の面積・世帯数・人口
 - (3) 性・年齢階級別人口構成

- 2 支所の概要 ----- p 3～7
 - (1) 所在地
 - (2) 沿革
 - (3) 組織機構
 - (4) 職員の配置状況
 - (5) 業務内容
 - (6) 定期開設相談等事業

- 3 歴代保健所長一覧 ----- p 8

人 口 動 態

- 1 人口動態統計 ----- p 9～17
 - (1) 人口動態（実数）
 - (2) 人口動態（率）
 - (3) 出生率・死亡率・主要死因別死亡率年次推移
 - (4) 選択死因別死亡数・死亡率（人口10万対）
 - (5) 悪性新生物部位別死亡者数
 - (6) 主要死因別標準化死亡比（SMR）

地 域 福 祉 課

- 1 障害福祉 ----- p 18～22
 - (1) 障害福祉サービス等
 - (2) 知的障害者（児）
 - (3) 身体障害者
 - (4) 特別障害者手当等
 - (5) 障害者等用駐車区画利用証制度
 - (6) あいサポート運動
 - (7) 手話通訳設置

- 2 児童福祉 ----- p 23
 - (1) 母子保護の実施
 - (2) 助産施設への入所
 - (3) 里親制度
 - (4) 保育所等の状況

保健環境課

- 1 医療関係業態一覧 ----- p 44～45
 - (1) 医療関係施設
 - (2) 病院病床別患者数
 - (3) 医療関係従事者数
 - (4) 病院一覧
 - (5) 救急告示医療機関の現況

- 2 病院立入り検査 ----- p 45

- 3 結核対策 ----- p 46～50
 - (1) 結核予防
 - (2) 結核患者管理

- 4 感染症対策 ----- p 51～55
 - (1) 感染症法に基づき医療機関から届出のあった感染症
 - (2) 積極的疫学調査
 - (3) 感染症発生動向調査事業
 - (4) 赤痢保菌者検索
 - (5) 肝炎治療特別促進事業の申請状況
 - (6) エイズ予防対策
 - (7) インフルエンザ様疾患による学級閉鎖等発生状況
 - (8) 検疫

- 5 健康相談（クリニック） ----- p 56

- 6 臨床検査 ----- p 56

- 7 健康増進 ----- p 57～62
 - (1) 栄養・運動指導
 - (2) 給食施設等指導
 - (3) 免許関係
 - (4) 食生活改善推進協議会
 - (5) 防煙・喫煙対策
 - (6) 保健所実習（栄養士）実施状況
 - (7) 管内市町村栄養士等研修会
 - (8) 健康長寿のための地域・職域連携事業
 - (9) みんなで実践！健康づくり運動ポイント事業

- 8 母子保健対策 ----- p 63～69
 - (1) 思春期保健事業
 - (2) 乳幼児発達・療育相談指導事業
 - (3) 子どもの事故予防対策事業
 - (4) 小児慢性特定疾病医療費助成制度
 - (5) 不妊治療対策
 - (6) 管内母子保健関係資料

総括

1 管内の概要

(1) 管内の概況

当支所は、和歌山県の南部に位置し、本州最南端の町「串本町」と、清流古座川とユズの町「古座川町」の2町を管轄しています。北から紀伊山地の山並みが海岸まで迫り、南には広大な太平洋が広がる自然豊かな地域で、面積は429.90平方キロメートルです。

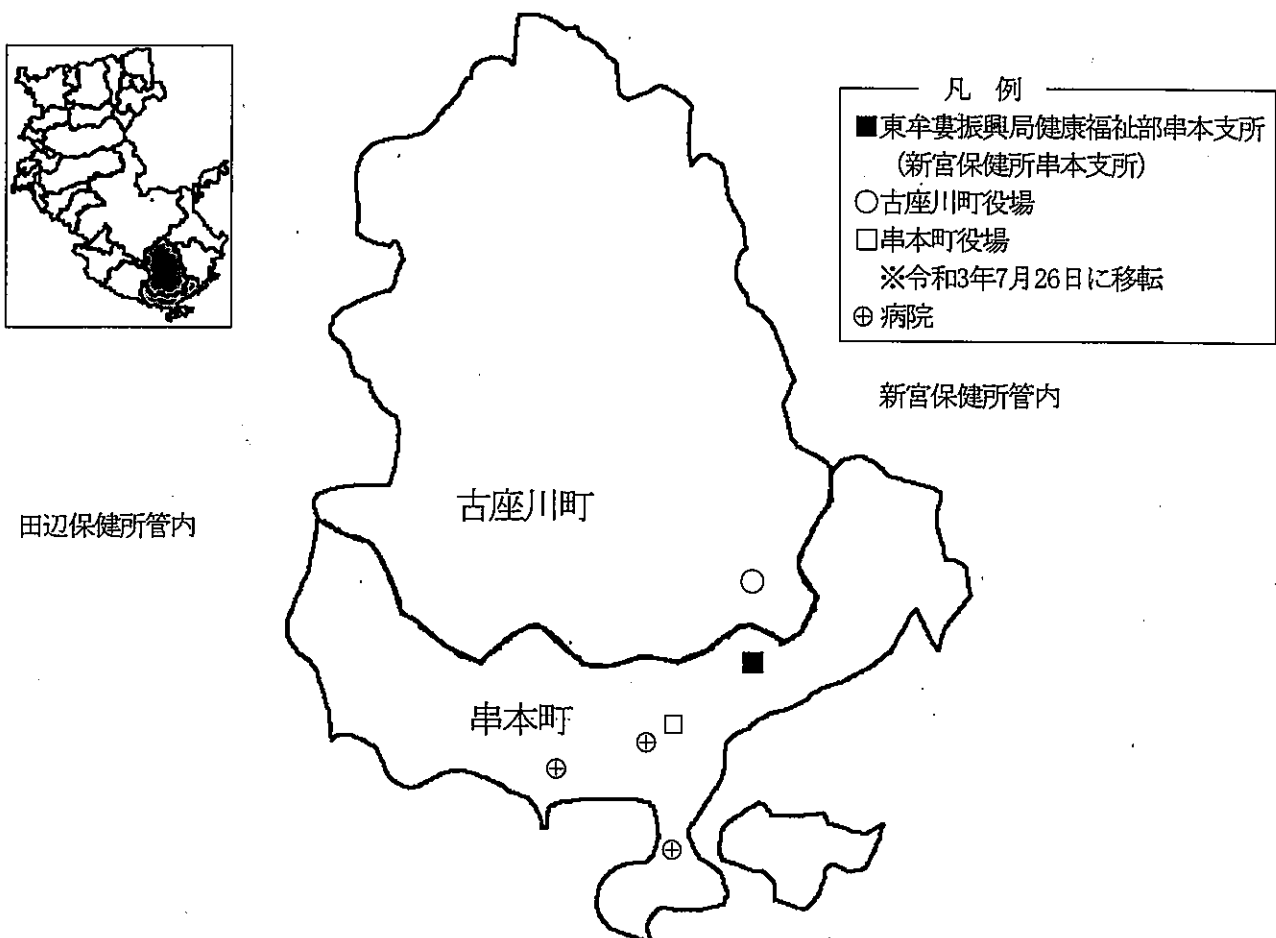
気候は温暖多雨であり、台風が発生して近畿地方に接近すると、串本地域の状況が報道されますので、その点では全国的に有名な地域でもあります。

潮岬を含む海岸部は吉野熊野国立公園に指定されており、平成17年には串本沿岸海域がラムサール条約に登録されています。また、国の天然記念物に指定されている串本町の「橋杭岩」や古座川町の「一枚岩」等々、自然の力が作り出した絶景が数多く存在し、平成26年8月には管内2町を含む周辺地域「南紀熊野」が日本ジオパークに認定され、豊かな自然を体感しようと、多くの観光客が当地を訪れています。

南部の海岸線沿いをJR紀勢線と国道42号が東西に走り、当地域の幹線となっています。

また、高速道路が南進し都市圏とのアクセスがより便利になりつつあります。

管内の令和3年4月1日の人口は17,295人で、近年は人口減少が続いており、古座川町は高齢化率が53.3%（令和3年1月1日現在）で、少子高齢化が県内で最も進んでいます。



2 支所の概要

(1) 所在地

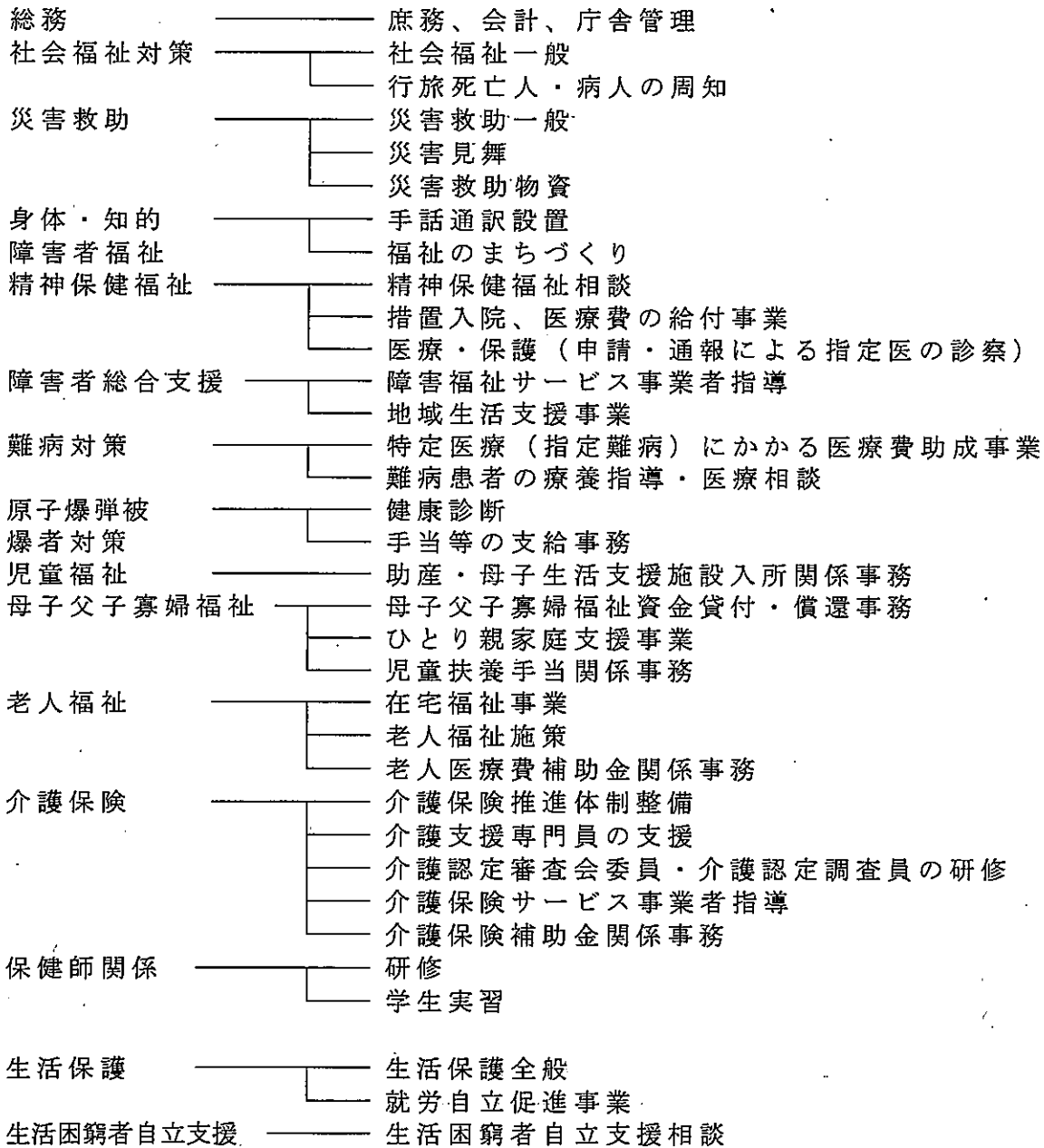
和歌山県東牟婁郡串本町西向193番地

(2) 沿革

- 昭和23年 8月 1日 東牟婁郡高池町（現古座川町）に高池保健所を設置。東西両牟婁郡18ヵ町村を所管する。
- 昭和27年 3月31日 東牟婁郡西向町 193番地へ新築移転し、西向保健所と改称。
- 昭和31年 3月31日 東牟婁郡古座町合併により古座保健所と改称。東牟婁郡2町西牟婁郡2町を所管する。
- 平成 2年 3月31日 同所に新庁舎が竣工。
- 平成 9年 4月 1日 機構改革により、庁舎内に東牟婁福祉事務所古座支所が併設になる。
- 平成10年 4月 1日 機構改革により、東牟婁振興局健康福祉部兼務となる。
- 平成12年 4月 1日 組織改正により、古座保健所が新宮保健所古座支所に、東牟婁福祉事務所古座支所が東牟婁振興局健康福祉部古座支所となる。所管区域を西牟婁郡串本町、東牟婁郡古座町、古座川町に変更。
- 平成17年 4月 1日 串本町と古座町の合併による組織改正により新宮保健所串本支所・東牟婁振興局健康福祉部串本支所と改称。東牟婁郡串本町と古座川町を所管する。
- 平成21年 4月 1日 組織改正により地域福祉課と保健環境課の2課に変更。

(5) 業務内容

[地域福祉課]



(6) 定期開設相談等事業

① 相談事業 (原則予約制)

1) 一般健康相談(クリニック)、エイズ相談検査、骨髄バンク登録
毎月第1、第3火曜日(受付)10時00分～

2) こころの健康相談
毎月第3金曜日 15時00分～

② 赤痢等保菌者検索(検便)(受付日を変更する場合あり)
毎月第1、第3火曜日 受付(9時30分～10時30分)

③ 感染症の診査に関する協議会結核部会
毎月第2、第4木曜日(14時00分～) 田辺保健所

人口動態

1 人口動態統計

人口動態統計は、出生・死亡・婚姻・離婚及び死産の人口動態事象についてその実態を明らかにするために、各届出書によって作成された人口動態調査票をとりまとめたものである。

届出書は、出生・死亡・婚姻及び離婚については「戸籍法」により、死産については「死産の届出に関する規程」により、市町村に届けられるものである。調査票は、市区町村で作成され、保健所・都道府県を經由して厚生労働省に提出される。これらの調査票を集計して人口動態統計を作成している。

人口動態中の率は下記による。

$$\text{○出生率・死亡率・婚姻率・離婚率} = \frac{\text{年間事件数}}{\text{人口}} \times 1,000$$

$$\text{○死産率（自然死産率・人工死産率）} = \frac{\text{死産（自然＋人工）数}}{\text{出産（出生＋死産）数}} \times 1,000$$

$$\begin{aligned} \text{○乳児死亡率（新生児死亡率・早期新生児死亡率）} \\ = \frac{\text{乳児（新生児・早期新生児）死亡数}}{\text{出生数}} \times 1,000 \end{aligned}$$

乳児死亡とは生後1年未満の死亡、新生児死亡とは生後4週（28日）未満の死亡、早期新生児死亡とは生後1週（7日）未満の死亡をいう。

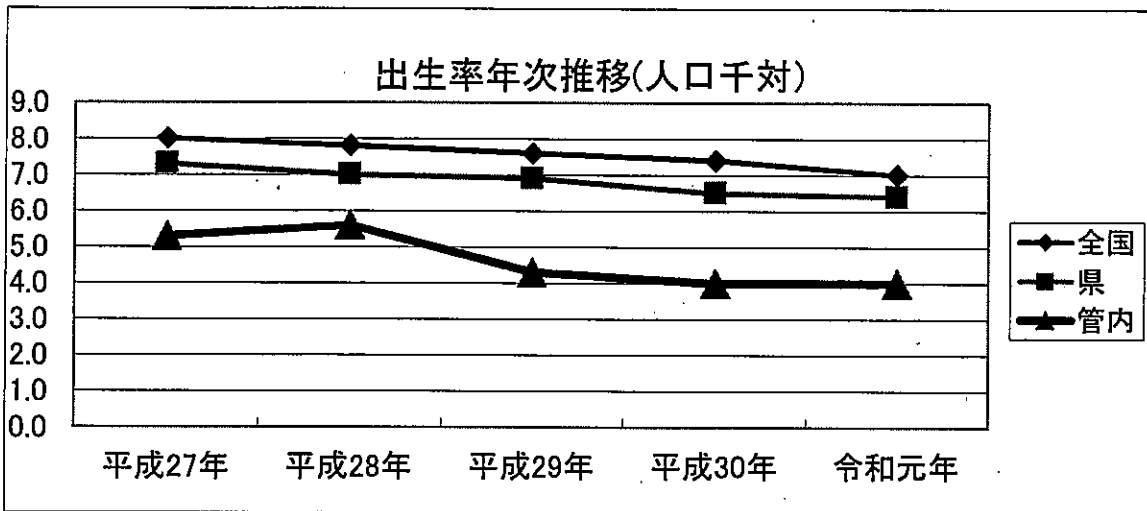
$$\text{○周産期死亡率} = \frac{\text{妊婦満22週以後の死産数＋早期新生児死亡数}}{\text{出産（出生数＋妊娠満22週以後の死産数）数}} \times 1,000$$

周産期死亡とは妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの。

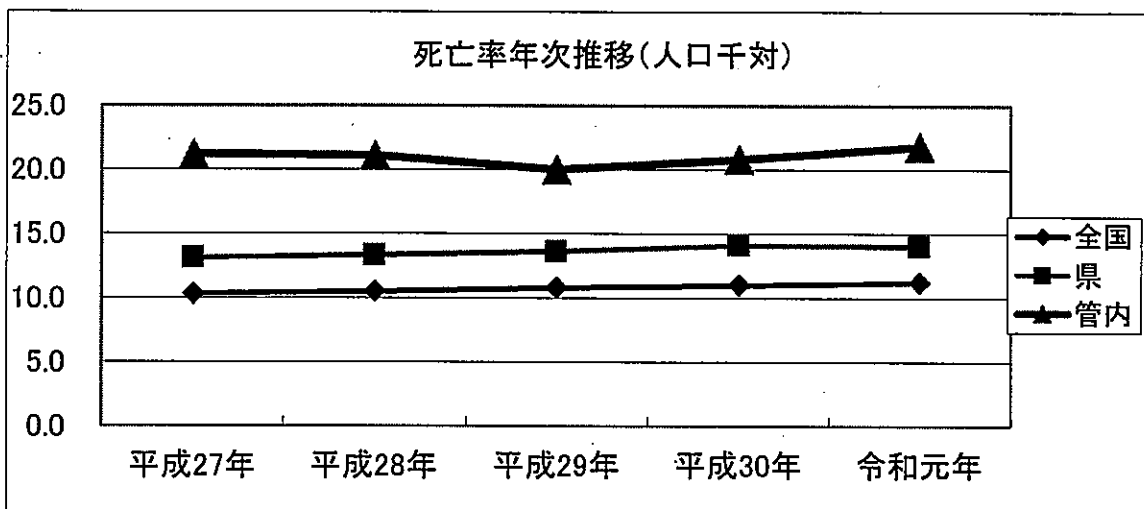
新生児死亡	死産			周産期死亡			婚姻 件数	離婚 件数
	総数	自然	人工	総数	妊娠満22週以後の死産	早期・新生児死亡		
902	22,617	10,862	11,755	3,728	3,063	665	635,156	226,215
874	20,934	10,067	10,867	3,516	2,840	676	620,531	216,798
832	20,358	9,738	10,620	3,308	2,683	625	606,866	212,262
801	19,614	9,252	10,362	2,999	2,385	614	586,481	208,333
755	19,454	8,997	10,457	2,955	2,377	578	599,007	208,496
10	177	61	116	17	11	6	4,326	1,891
3	155	64	91	20	18	2	4,061	1,771
5	150	55	95	22	19	3	4,040	1,714
5	125	58	67	17	15	2	3,785	1,686
2	124	44	80	14	13	1	3,860	1,595
-	-	-	-	0	-	-	56	39
-	3	2	1	-	-	-	56	22
-	1	-	1	-	-	-	63	28
-	-	-	-	-	-	-	52	31
-	-	-	-	-	-	-	46	22
-	-	-	-	-	-	-	3	4
-	-	-	-	-	-	-	6	2
-	-	-	-	-	-	-	4	-
-	-	-	-	-	-	-	2	5
-	-	-	-	-	-	-	6	3
-	-	-	-	-	-	-	52	35
-	3	2	1	-	-	-	50	20
-	1	-	1	-	-	-	59	28
-	-	-	-	-	-	-	50	26
-	-	-	-	-	-	-	40	19

(3) 出生率・死亡率・主要死因別死亡率年次推移

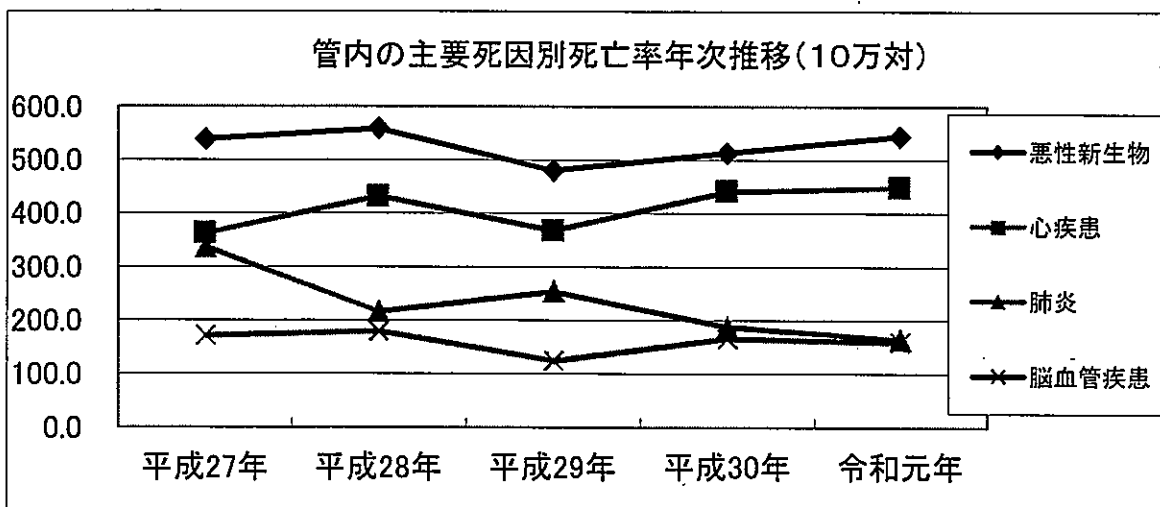
・管内の出生率は、人口千対6未満で推移し、全国・県に比べ低い。



・管内の死亡率は、人口千対20以上となり、全国・県に比べ高い。



・管内の主要死因別死亡率は、悪性新生物、心疾患、肺炎、脳血管疾患の順となっている。



肺炎		慢性閉塞性肺疾患		喘息		肝疾患		腎不全		老衰		不慮の事故		自殺		その他の死因	
実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
120,953	96.5	15,756	12.6	1,511	1.2	15,659	12.5	24,560	19.6	84,810	67.7	38,306	30.6	23,152	18.5	248,409	198.2
119,300	95.4	15,686	12.5	1,454	1.2	15,773	12.6	24,612	19.7	92,806	74.2	38,306	30.6	21,017	16.8	258,124	206.5
96,841	77.7	18,523	14.9	1,794	1.4	17,018	13.7	25,134	20.2	101,396	81.3	40,329	32.4	20,465	16.4	285,878	229.3
94,661	76.2	18,577	15.0	1,617	1.3	17,275	13.9	26,081	21.0	109,605	88.2	41,238	33.2	20,031	16.1	298,625	240.4
95,518	77.2	17,836	14.4	1,481	1.2	17,273	14.0	26,644	21.5	121,863	98.5	39,184	31.7	19,425	15.7	308,866	248.0
1,267	132.1	193	20.1	14	1.5	142	14.8	278	29.0	989	108.1	336	35.0	184	19.2	2,391	249.3
1,202	126.7	195	20.5	8	0.8	137	14.4	279	29.4	1,080	113.8	340	35.8	206	21.7	2,475	260.8
1,089	116.0	221	23.5	18	1.9	141	15.0	259	27.6	1,184	126.1	406	43.2	179	19.1	2,538	270.3
998	107.4	225	24.2	16	1.7	186	20.0	263	28.3	1,236	133.0	425	45.7	197	21.2	2,760	297.1
996	108.5	195	21.2	16	1.7	136	14.8	298	32.5	1,357	147.8	399	43.5	160	17.4	2,575	280.5
65	336.4	2	10.4	-	-	6	31.1	9	46.6	36	186.3	10	51.8	6	31.1	60	310.6
41	215.9	-	-	1	5.3	2	10.5	8	42.1	32	168.5	8	42.1	5	26.3	70	368.6
47	253.6	3	16.2	1	5.4	3	16.2	8	43.2	34	183.4	10	54.0	6	32.4	69	372.3
34	187.4	7	38.6	1	5.5	6	33.1	10	55.1	28	154.3	9	49.6	5	27.6	65	358.3
29	164.4	3	17.0	2	11.3	5	28.3	5	28.3	36	204.1	9	51.0	8	45.4	73	413.9
9	319.6	1	35.5	-	-	2	71.0	-	-	9	319.6	4	142.0	2	71.0	6	213.1
8	291.0	-	-	-	-	-	-	2	72.8	4	145.5	2	72.8	1	36.4	19	691.2
5	186.5	-	-	-	-	1	37.3	3	111.9	7	261.1	1	37.3	1	37.3	13	484.9
4	151.5	2	75.8	-	-	1	37.9	2	75.8	7	265.2	-	-	1	37.9	7	265.2
8	314.2	1	39.3	-	-	-	-	1	39.3	9	353.5	4	157.1	2	78.6	18	707.0
56	339.3	1	6.1	-	-	4	24.2	9	54.5	27	163.6	6	36.4	4	24.2	54	327.2
33	203.2	-	-	1	6.2	2	12.3	6	36.9	28	172.4	6	36.9	4	24.6	51	314.0
42	264.9	3	18.9	1	6.3	2	12.6	5	31.5	27	170.3	9	56.8	5	31.5	56	353.2
30	193.5	5	32.3	1	6.5	5	32.3	8	51.6	21	135.5	9	58.1	4	25.8	58	374.1
21	139.1	2	13.3	2	13.3	5	33.1	4	26.5	27	178.9	5	33.1	6	39.8	55	364.4

(6) 主要死因別標準化死亡比(SMR)

支所管内では総死亡(男女)、心疾患(男)、肺炎(女)、老衰(女)が、古座川町では肺炎(男女)、心疾患(男)、老衰(男女)が、串本町では肺炎(男女)、心疾患(男女)、老衰(男女)が高くなっている。

H25-H29

		総死亡	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	老衰
支所管内	男	107.4	103.8	139.7	115.3	84.3	122.9
	女	108.3	100.4	107.5	142.6	105.0	123.8
古座川町	男	105.1	103.6	115.8	117.9	92.2	106.5
	女	102.6	105.4	98.9	102.4	100.4	117.3
串本町	男	105.9	96.8	119.1	134.9	84.7	113.7
	女	109.8	97.0	131.6	139.7	97.5	112.9

標準化死亡比・・・性、地域ごとに「全国の年齢階級別死亡率で死亡するとしたときのその地域の期待死亡数」に対する「実際の死亡数」の比を100倍して算出している。したがって、年齢構成の違いの影響を除いて死亡状況を表すものであり、地域比較に用いている。標準化死亡比が100より大きい場合、その地域の死亡率は全国より高いと判断され、100より小さい場合、全国より低いと判断される。(人口動態統計特殊報告、用語の解説等より)

人口の少ない市町村の場合、又は稀な疾患の場合、単年だと比較的大きな変動として表される。よって、過去5年分の人口と死亡の情報を用いることにより、単年の結果のみに影響されない値を算出している。

地域福祉課

1 障害福祉

(1) 障害福祉サービス等

① 障害者総合支援法に基づく指定事業所（令和3年3月31日現在）

ア 居宅介護

事業所名	所在地
串本町社会福祉協議会居宅介護事業所	串本町サンゴ台 783-7
社会福祉法人古座川町社会福祉協議会	古座川町川口 254-1
ヘルプセンターにしき園	串本町二色 160
NPO法人あいらんど	串本町二色 505-1
串本タクシー指定訪問介護事業所	串本町串本 1804
ホームヘルプはーとふれんど	串本町田原 700
もみじ介護ステーション	串本町出雲 1044-4
訪問介護ステーション華	串本町西向 582-5

イ 重度訪問介護

事業所名	所在地
串本町社会福祉協議会居宅介護事業所	串本町サンゴ台 783-7
社会福祉法人古座川町社会福祉協議会	古座川町川口 254-1
ヘルプセンターにしき園	串本町二色 160
NPO法人あいらんど	串本町二色 505-1
ホームヘルプはーとふれんど	串本町田原 700
もみじ介護ステーション	串本町出雲 1044-4
訪問介護ステーション華	串本町西向 582-5

ウ 同行援護

事業所名	所在地
ホームヘルプはーとふれんど	串本町田原 700

エ 行動援護

事業所名	所在地
ホームヘルプはーとふれんど	串本町田原 700

サ 共同生活援助（グループホーム）

事業所名	所在地
グループホームふわり なぎさの家 第2なぎさの家 第3なぎさの家 第4なぎさの家 しおさいの家 第2しおさいの家	串本町くじの川 1061-50 2F 串本町くじの川 1061-50 1F 右 串本町くじの川 1061-50 1F 中央 串本町くじの川 1061-50 1F 左 串本町サンゴ台 1060-45 串本町サンゴ台 1060-218
ミサキハイツ	串本町潮岬 430-1
サンマリンハイツ	串本町串本 2113-2

シ 指定一般相談支援事業所

事業所名	所在地
東牟婁圏域障害児者相談支援事業所 とも（地域移行支援・地域定着支援）	串本町田原 700

③ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所（令和3年3月31日現在）

ア 児童発達支援

事業所名	所在地
児童デイサービス ふわり	串本町上野山 143-1
通園らっこ	串本町津荷 250-1

イ 放課後等デイサービス

事業所名	所在地
児童デイサービス ふわり	串本町上野山 143-1

(2) 知的障害者（児）

○ 療育手帳交付者数（令和3年3月31日現在）

	A1	A2	B1	B2	合計（人）
管内	40	58	73	91	262
古座川町	2	9	9	17	37
串本町	38	49	64	74	225

「A1・最重度」「A2・重度」「B1・中度」「B2・軽度」

(7) 手話通訳設置

① 手話通訳者活動状況

県では、身体障害者の社会参加の促進に寄与するため、また聴覚障害者の方の日常生活を支援するために、活動を行っている（令和2年度は欠員）。

(令和元年度)

活動内容	活動の場所			
	庁内	庁外	合計	
手話通訳に関する業務	0	9	9	
内 訳	①福祉関係に関する通訳	0	0	0
	②日常生活に関する通訳	0	0	0
	③保健・医療に関する通訳	0	0	0
	④職業に関する通訳	0	0	0
	⑤居住に関する通訳	0	0	0
	⑥教育に関する通訳	0	0	0
	⑦警察・裁判に関する通訳	0	0	0
	⑧大会・会議に関する通訳	0	9	9
	⑨その他の通訳に関する通訳	0	0	0
講習会における講師に関する業務	21	23	44	
手話法の指導・人材養成に関する業務	0	27	27	
各種相談対応	1	0	1	
研修会等への参加	0	71	71	
手話通訳派遣に関する事務	0	1	1	
その他	0	6	6	
合計	22	137	159	

② 手話講習会

平成29年12月に和歌山県手話言語条例が施行に伴い、県では平成30年度から「県職員・市町村職員・事業所等職員向け手話講座」及び「はじめての手話講座」を開催している。

なお、従来より各振興局で開催している「スキルアップ講座」については、令和元年度から串本支所でも開催している。

○ 串本支所が開催した手話講習会の受講者数

年度	県職員・市町村職員・事業所等職員向け手話講座	はじめての手話講座	スキルアップ講座
令和元年度	38	11	17
令和2年度	59		19

3 母子・父子・寡婦福祉

(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付

母子父子寡婦福祉資金は、目的別に資金の貸付を行うが、母子家庭等の児童が高等学校、大学等に就学するための授業料、書籍代、交通費等に利用できる修学資金の貸付が多い状況である。

なお、貸付には、上記資金のほか、事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金がある。

○ 母子父子寡婦福祉資金貸付状況（令和2年度）

資金別	母子福祉資金				父子福祉資金				寡婦福祉資金			
	新規分		継続分		新規分		継続分		新規分		継続分	
	人数	貸付額 (千円)	人数	貸付額 (千円)	人数	貸付額 (千円)	人数	貸付額 (千円)	人数	貸付額 (千円)	人数	貸付額 (千円)
計	6	3,994	4	3,022	0	0	2	1,494	0	0	0	0
修学	5	3,540	3	2,962	0	0	2	1,494	0	0	0	0
技能習得	0	0	1	60	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度	1	454	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 自立支援教育訓練給付金等受給及び高等職業訓練促進資金貸付

高等職業訓練促進給付金は、看護師・准看護師の資格取得のための受給が多い。

なお、平成28年度から開始された高等職業訓練促進資金貸付事業は、管内では利用実績がない。

○ 自立支援教育訓練給付金等受給及び高等職業訓練促進資金貸付状況（令和2年度）

給付金名	受給（借受）者数	取得資格
自立支援教育訓練給付金	1	介護福祉士
高等職業訓練促進給付金	4	看護師・准看護師
高等職業訓練終了支援給付金	0	
高等職業訓練促進資金貸付	2	看護師・准看護師

(3) 児童扶養手当

児童扶養手当の管内の受給者数は、ほぼ同数で推移している。

○ 支給者数（単位：人）

町別	令和2年度末	令和元年度末	平成30年度末	平成29年度末
古座川町	17	21	21	22
串本町	146	163	178	193
合計	163	184	199	215

4 老人福祉

我が国では、急速な高齢化とともに介護問題が老後の最大の不安要因であり、わが国でも新しい高齢者介護システムとして、社会保険方式による「介護保険制度」が平成12年4月より開始された。本県では、全国平均を相当上回るペースで高齢化が進んでいる。

こうした超高齢化社会を目前に控え、高齢者が安心して暮らせるように、平成15年3月に策定した「わかやま長寿プラン2003」を皮切りに数度の改定を行い、令和3年3月には「わかやま長寿プラン2021」策定し、高齢者の保健・福祉の向上並びに介護保険制度の円滑な実施を図るための施策を推進している。

(1) 管内における高齢化の状況

当管内は、県下でも最も高齢化の進んだ地域であり、県下30市町村中、古座川町が65歳以上人口割合53.3%で県内第1位となっており、串本町が46.0%で県内第4位であり、下表のとおり年々高齢化は進行している。

(人口単位：人)

	令和3年1月1日現在			令和2年1月1日現在		
	総人口 (人)	65歳以上人口 (人)	(割合) (%)	総人口 (人)	65歳以上人口 (人)	(割合) (%)
県全体	944,750	309,814	(32.7)	954,258	308,961	(32.4)
管内計	18,049	8,502	(47.1)	18,466	8,583	(46.5)
古座川町	2,581	1,376	(53.3)	2,642	1,391	(52.7)
串本町	15,468	7,126	(46.1)	15,824	7,192	(45.5)

※ 住民基本台帳より引用

(2) 老人の生活状況

管内の65歳以上高齢者8,502人のうち、一人暮らしの高齢者は3,079人で、全体の36.2%を占めている。

(令和3年1月1日現在)

	65歳以上 老人数	在宅老人数		
		総数	一人暮らし	同居
管内計	8,502	8,119	3,079	5,040
古座川町	1,376	1,302	428	874
串本町	7,126	6,817	2,651	4,166

5 介護保険制度

我が国では、平均寿命の大幅な伸びと出生率の低下により、世界でも例を見ないほどのスピードで高齢化が進んでおり、介護の問題が老後の主要な不安要因の一つとなっている。そこで、平成12年4月より、介護を社会全体で支え、利用者の希望を尊重した総合的なサービスが受けられるよう、新しい高齢者介護システムとして社会保険方式による「介護保険制度」が開始された。

開始から6年経過した平成18年4月に介護予防や地域性を重視した大きな改正が行われ、介護保険によって提供されるサービスは、以下の4つに大別されるようになった。

- ① 在宅で生活することが困難な人が利用する施設サービス
- ② 在宅で暮らしている方に対して、可能な限り自立した生活を送れるよう支援する居宅サービス
- ③ 主に認知症の方を対象とし、暮らし慣れた地域で生活することを支える地域密着型サービス
- ④ 高齢者の方が要介護・要支援状態になることを未然に防止することを目的とする介護予防サービス、高齢者の権利の擁護などの包括的地域ケア、保険者の裁量による福祉サービスを包含する地域支援事業

なお、居宅サービスと地域密着型サービスには従前からあった介護給付に加えて、予防給付が新設され、要支援者に対して、状態の悪化防止や改善に主眼をおいたサービスが行われるようになった。

(1) 要介護・要支援認定者数

要支援または要介護の認定を受けている65歳以上の高齢者を要援護老人とすると、その数は2,080人であり、管内の65歳以上人口に占める割合は24.4%を占め、65歳以上高齢者のおおよそ4人に1人が要援護老人の状態である。

(令和3年3月31日現在) (単位：人)

	65歳以上人口	要援護老人割合 (%)	総計	要支援					要介護		
				1	2	1	2	3	4	5	
管内計	8,502	24.4	2,080	344	317	337	335	325	285	167	
古座川町	1,376	23.6	326	75	32	86	31	36	39	27	
串本町	7,126	24.6	1,754	260	267	254	286	302	248	137	

※ 厚生労働省「介護保険事業状況報告」(令和3年3月31日現在分)より引用。
上表からは2号被保険者は除いている。

③地域密着型サービス事業所数

(令和3年3月31日現在)

	合計	串本町	古座川町
合計	5	4	1
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	2	1	1
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	1	1	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2	2	0

地域密着型サービスにはこの他に以下のようなサービスが規定されている。

- 1) 夜間対応型訪問介護、2) (介護予防) 認知症対応型通所介護
 3) 地域密着型特定施設入居者生活介護 4) 地域密着型通所介護

(3) 介護保険サービス利用状況

①施設介護サービス受給者数

介護保険の給付による施設入所者は管内で316人で、65歳以上人口に占める割合は3.7%である。

(令和3年3月31日現在)

	65歳以上 人口	施設 入所者 割合%	総計				
				介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	介護医療院
管内計	8,502	3.7	316	146	150	6	14
古座川町	1,376	5.2	72	37	33	1	1
串本町	7,126	3.4	244	109	117	5	13

②居宅介護(支援)サービス受給者数

居宅における介護保険サービスの受給者は、管内で926人(65歳以上)である。

65歳以上人口に占める割合は、11.0%である。

(令和3年3月31日現在)

	65歳 以上 人口	受給 割合 (%)	総計							
				要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
管内計	8,502	10.8	926	45	84	222	248	188	89	37
古座川町	1,376	10.2	141	24	15	53	16	13	15	5
串本町	7,126	11.0	785	26	68	183	208	185	82	33

※ 厚生労働省「介護保険事業状況報告」(令和3年3月31日現在分)より引用。
 上表からは2号被保険者は除いている。

6 精神保健福祉

精神保健施策については、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正により、平成26年4月1日から保護者制度が廃止され、医療保護入院の要件を精神保健指定医1名の診断と家族等のいずれかの者の同意に変更し、また、病院の管理者に退院後生活環境相談員の設置、退院促進のための体制整備などが義務づけられた。

精神障害者福祉については、平成25年4月に、障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」となり、障害福祉サービスの充実等により、障害のある人々の日常生活と社会生活を総合的に支援する施策がすすめられている。

管内では、関係機関との緊密な連携のもと、精神障害者の早期治療並びに社会復帰等の促進を図るとともに、地域住民の精神保健の向上を図るために諸事業を実施している。

(1) 精神保健指定医による診察（精神保健福祉法第27条）

保健所への通報に基づき、自傷他害の怖れがあると認められた者については、精神保健福祉法第27条により、精神保健指定医による診察を実施している。

通報及び診察の状況(件)

年度	申請・通報件数 合計	一般からの申請(法第22条)					警察官通報(法第23条)					検察官通報(法第24条)					精神病院管理者からの届け出 (法第25条の2)				
		件数	診察不要 (内受診支援)	入院措置	措置非該当	精神障害者で なかった者	件数	診察不要 (内受診支援)	入院措置	措置非該当	精神障害者で なかった者	件数	診察不要 (内受診支援)	入院措置	措置非該当	精神障害者で なかった者	件数	診察不要 (内受診支援)	入院措置	措置非該当	精神障害者で なかった者
H28	6	0	0	0	0	0	3	2(1)	0	1	0	3	3(0)	0	0	0	0	0	0	0	0
H29	5	0	0	0	0	0	5	4(4)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
H30	2	0	0	0	0	0	2	1(1)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
R1	4	0	0	0	0	0	3	1(1)	1	1	0	1	1(0)	0	0	0	0	0	0	0	
R2	5	0	0	0	0	0	4	3(3)	0	1	0	1	1(0)	0	0	0	0	0	0	0	

(4) 精神保健福祉に関する相談

こころの健康相談として、嘱託医による相談指導を毎月 1 回実施している。また、保健師による相談は随時受け付け、必要に応じ訪問指導を実施している。

こころの健康相談・保健師による相談等の状況

		H28年度	H29年度	H30年度	R 元年度	R 2年度
こころの健康相談 (嘱託医)		12(13)	12(14)	12(12)	12(14)	12(12)
保健師	面談相談	19(33)	8(16)	14(20)	17(22)	8(11)
	電話相談	25(58)	23(60)	25(167)	19(102)	23(101)
	家庭訪問	13(22)	15(39)	16(46)	19(79)	16(43)

()延べ

(5) 精神保健福祉地域啓発事業

平成 18 年 4 月に地域の枠を越え、精神障害にかかわる医療保健福祉に携わる人や家族などで発足された「紀南こころの医療・保健・福祉をなんとかしよらネットワーク（通称：なんなんネット）」と共催し、東牟婁振興局健康福祉部として、一般向け講演会「こころのフェスティバル in 熊野」を開催している。

・平成 29 年度（那智勝浦町体育文化会館）

内 容：講演会「いのちを守り、こころに寄り添う」

～生きる・つながる・支え合う～

講師 NPO 法人 白浜レスキューネットワーク

代表 藤藪 庸一氏

・平成 30 年度（那智勝浦町体育文化会館）

内 容：第 1 部 講演会「発達障害について知ってください」

講師 和歌山県発達障がい者支援センターポラリス

所長 辻 幸代氏

第 2 部 映画「夜明け前」上映会

～呉秀三と無名の精神障害者の 100 年～

・令和元年度 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により開催中止

・令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により開催中止

No	疾患名	患者数	No	疾患名	患者数
105	チャージ症候群	-	167	マルファン症候群	1
106	クリオピリン関連周期熱症候群	-	168	エーラス・ダンロス症候群	-
107	若年性特発性関節炎	-	169	メンケス病	-
108	TNF 受容体関連周期性症候群	-	170	オクシピタル・ホーン症候群	-
109	非典型溶血性尿毒症症候群	-	171	ウィルソン病	-
110	ブラウ症候群	-	172	低ホスファターゼ症	-
111	先天性ミオパチー	-	173	VATER症候群	-
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	-	174	那須・ハコラ病	-
113	筋ジストロフィー	-	175	ウィーバー症候群	-
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	-	176	コフィン・ローリー 症候群	-
115	遺伝性周期性四肢麻痺	-	177	ジュベール症候群関連疾患	-
116	アトピー性脊髄炎	-	178	モワット・ウィルソン症候群	-
117	脊髄空洞症	1	179	ウィリアムズ症候群	-
118	脊髄髄膜瘤	-	180	ATR-X症候群	-
119	アイザックス症候群	-	181	クルーゾン症候群	-
120	遺伝性ジストニア	-	182	アペール症候群	-
121	神経フェリチン症	-	183	ファイファー症候群	-
122	脳表ヘモジデリン沈着症	1	184	アントレー・ピクスラー症候群	-
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	-	185	コフィン・シリス症候群	-
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	-	186	ロスムンド・トムソン症候群	-
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	-	187	歌舞伎症候群	-
126	ペリー症候群	-	188	多脾症候群	-
127	前頭側頭葉変性症	-	189	無脾症候群	-
128	ピッカースタッフ脳幹脳炎	-	190	鯉耳腎症候群	-
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症	-	191	ウェルナー症候群	-
130	先天性無痛無汗症	-	192	コケイン症候群	-
131	アレキサンダー病	-	193	プラダー・ウィリ症候群	-
132	先天性核上性球麻痺	-	194	ソトス症候群	-
133	メビウス症候群	-	195	ヌーナン症候群	-
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	-	196	ヤング・シンプソン症候群	-
135	アイカルディ症候群	-	197	1p36欠失症候群	-
136	片側巨脳症	-	198	4p欠失症候群	-
137	限局性皮質異形成	-	199	5p欠失症候群	-
138	神経細胞移動異常症	-	200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	-
139	先天性大脳白質形成不全症	-	201	アンジェルマン症候群	-
140	ドラベ症候群	-	202	スミス・マギニス症候群	-
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	-	203	22q11.2欠失症候群	-
142	ミオクロニー欠神てんかん	-	204	エマヌエル症候群	-
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	-	205	脆弱X症候群関連疾患	-
144	レノックス・ガストー症候群	-	206	脆弱X症候群	-
145	ウエスト症候群	-	207	総動脈幹遺残症	-
146	大田原症候群	-	208	修正大血管転位症	-
147	早期ミオクロニー脳症	-	209	完全大血管転位症	-
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	-	210	単心室症	-
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	-	209	完全大血管転位症	-
150	環状20番染色体症候群	-	210	単心室症	-
151	ラスムッセン脳炎	-	211	左心低形成症候群	-
152	PCDH19関連症候群	-	212	三尖弁閉鎖症	-
153	難治癲回部分発作重積型急性脳炎	-	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	-
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	-	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	-
155	ランドウ・クレフナー症候群	-	215	ファロー四徴症	-
156	レット症候群	-	216	両大血管右室起始症	-
157	スタージ・ウェーバー症候群	-	217	エプスタイン病	-
158	結節性硬化症	-	218	アルポート症候群	-
159	色素性乾皮症	-	219	ギャロウェイ・モワト症候群	-
160	先天性魚鱗癬	-	220	急速進行性糸球体腎炎	-
161	家族性良性慢性天疱瘡	-	221	抗糸球体基底膜腎炎	-
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	-	222	一次性ネフローゼ症候群	-
163	特発性後天性全身性無汗症	-	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	-
164	眼皮膚白皮症	-	224	紫斑病性腎炎	-
165	肥厚性皮膚骨膜炎	-	225	先天性腎性尿崩症	-
166	弾性線維性仮性黄色腫	-	226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	-

(2) 先天性血液凝固因子障害治療研究事業

先天性血液凝固因子障害患者の医療費負担の軽減を図り、精神的・身体的不安を解消するため、患者の医療保険の自己負担分を公費負担とするものであるが、管内に受給者はいない。

(3) 療養支援事業

① 難病患者医療相談事業

難病患者及びその家族に対し、専門の医師により医療及び日常生活にかかる講演会や個別的な相談、指導、助言等を行っている。

実施年月日	場 所	担 当 医 師	相談者数
令和2年9月19日	新宮保健所 串本支所	関西医療大学 神経内科教授 吉田宗平医師 神経内科教授 鈴木俊明理学療法士	2名
令和2年10月8日	那智勝浦町福祉 健康センター	和歌山県立医科大学 脳神経内科 坂田麻友美医師	4名
令和2年11月7日	東牟婁総合庁舎	和歌山県立医科大学 消化器内科 高尾政輝医師	4名

② 保健師による訪問相談

難病患者及び家族が日頃感じている不安の解消を図るため、保健所保健師が訪問し、日常生活の相談、指導、助言等を行っている。

年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
実 人 員	53	54	47	28	13
延 人 員	70	75	61	37	13

(3) 被爆者健康診断の実施

○ 被爆者健康診断実施状況

(令和2年度)

		人数	備考
定期健康診断	第1回	2	
	第2回	2	
希望健康診断	—	0	希望なし
第二種健康診断	—	0	希望なし
がん検査	—	1	
精密検査	—	1	(がん検査)

(4) 手当等の支給

原子爆弾の障害作用の影響を受け、今なおその後遺症による不健康の状態にある者に対し、福祉を図る目的で法律の規定に基づき「健康管理手当」の支給をしている。

○ 手当受給者数

(令和2年度)

	計
健康管理手当	2

(3) 町別被保護世帯・人員及び保護率

区 分	被保護世帯数	被保護人員	保護率 ‰	
古 座 川 町	平成27年度	29	37	13.16
	平成28年度	28	41	14.51
	平成29年度	28	39	14.19
	平成30年度	28	40	14.92
	令和元年度	27	38	14.39
	令和 2年度	24	29	11.39
串 本 町	平成27年度	316	411	24.22
	平成28年度	306	393	23.73
	平成29年度	313	405	24.93
	平成30年度	303	389	24.54
	令和元年度	290	362	23.35
	令和 2年度	284	352	23.32

※令和3年3月分被保護調査による

(4) 世帯類型の状況（構成比）

高 齢 者 世 帯 (203 世 帯) (65.9 %)	傷病・障害者世帯 (55 世 帯) (17.9 %)	その他世帯 (41世帯) (13.3%)	母子世帯 (9世帯) (2.9%)
--	--------------------------------------	----------------------------	-------------------------

※令和3年3月分被保護者調査による

(5) 就労支援員及び自立支援相談員の活動

就労支援員

	支援対象人員	就労開始人員	就労開始による生活 保護廃止世帯数	保護廃止 世帯人員
平成27年度	54	19	7	9
平成28年度	42	18	8	12
平成29年度	39	12	3	8
平成30年度	38	11	4	12
令和元年度	35	8	5	13
令和 2年度	27	3	5	7

自立支援相談員

	延べ相談件数	相談実人員	困窮からの脱却人員	生活保護 適用件数
平成27年度	245	68	5	41
平成28年度	194	68	6	31
平成29年度	241	53	4	34
平成30年度	285	41	2	12
令和元年度	69	27	1	9
令和 2年度	202	146	1	18

保健環境課

1 医療関係業態一覽

(1) 医療関係施設

(令和3年3月31日現在)

町別	病 院					診 療 所					備 考
	施設数	病 床 数				一 般 診 療 所				歯科診療所	
		計	一 般	療 養	精 神	計	無 床	有 床			
							施設数	病床数			
総 数	3	415	137	100	178	21	21	0	0	7	
古座川町	0	0	0	0	0	6	6	0	0	1	
串本町	3	415	137	100	178	15	15	0	0	6	

※ 管内には、結核病床、感染症病床はない。

(2) 病院病床別患者数 (利用率)

(令和2年中:稼働病床)

区 分	病院数 (病床種別は 別表参照)	病 床 数 (令和2年末)	在院患者 延 数	新 入 院 患 者 数	退 院 患 者 数	病 床 利 用 率
総 数	3	413	116,606	1,383	1,384	74.3
精神病床	1	178	45,111	62	73	69.4
一般病床	2	135	39,451	1,320	1,135	78.0
療養病床	2	100	32,044	1	176	77.2

$$\text{病床利用率} = \frac{\text{月間在院患者延数の1月～12月の合計}}{(\text{月間日数} \times \text{月末病床数}) \text{の1～12月の合計}} \times 100$$

(3) 医療関係従事者数

(平成30年12月31日現在)

町別	合 計	医 師	歯科 医 師	薬 剤 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師
総 数	449	34	12	37	23	6	180	157
古座川町	54	4	1	1	5	0	22	21
串本町	395	30	11	36	18	6	158	136

※ 調査は隔年実施。(令和2年12月31日現在は集計中)

3 結核対策

令和2年中の新規登録患者数は1人である。

高齢人口比率が45.0%を超え、さらに上昇が止まらない当管内においては、発病高危険群である高齢者対策の強化が必要である。

串本支所では、街頭啓発や町広報誌等により結核の正しい知識の普及をはかり、有症状時の早期受診を呼びかけているが、引続き患者状況の変化を踏まえ普及啓発を行う必要がある。

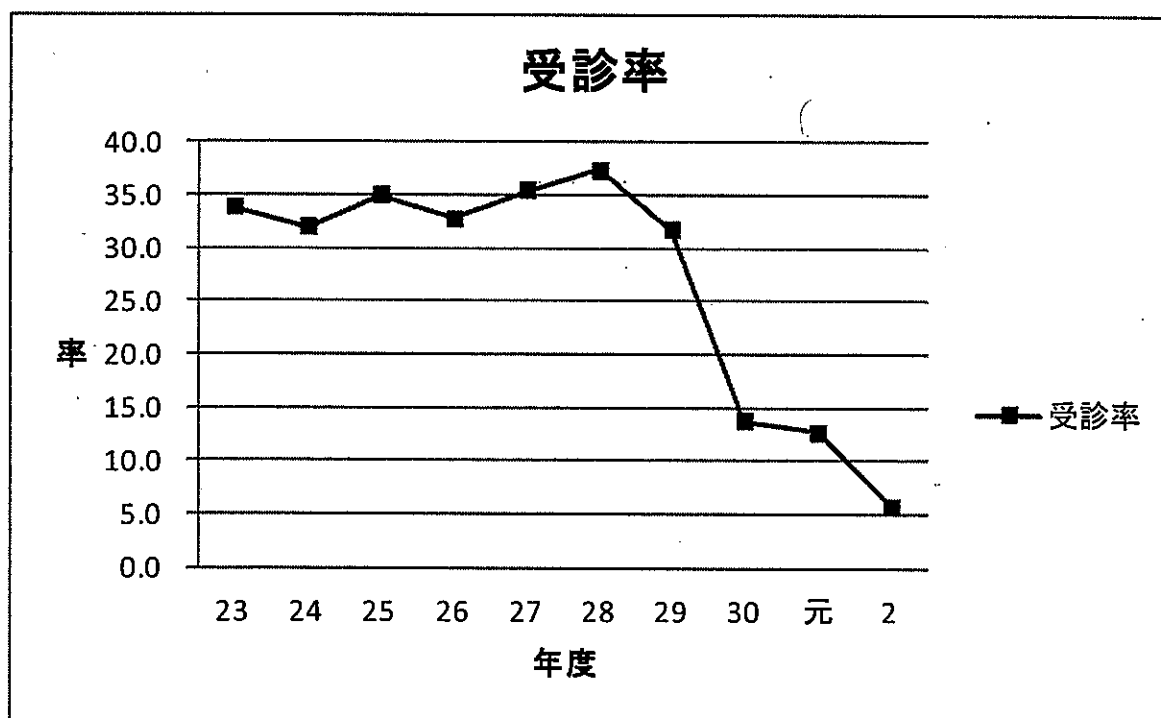
また、学校・医療機関・社会福祉施設等における結核集団感染防止のために、今後とも関係機関と連携し結核予防思想を普及していかなければならない。

なお、住民健診対象者については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため集団検診の実施回数が少なく、受診率は下がって。

(1) 結核予防

① 結核（胸部）住民健診実施状況

町名	区分	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
総数	対象者数(人)	3,649	3,501	8,595	8,438	8,483
	受診者数(人)	1,363	1,109	1,174	1,075	490
	受診率(%)	37.4	31.7	13.7	12.7	5.8
	発見患者数(人)	0	0	0	0	0
	患者発見率(%)	0	0	0	0	0
古座川町	対象者数(人)	666	644	1,411	1,387	1,376
	受診者数(人)	296	304	286	295	275
	受診率(%)	44.4	47.2	20.2	21.3	20.0
	発見患者数(人)	0	0	0	0	0
	患者発見率(%)	0	0	0	0	0
串本町	対象者数(人)	2,983	2,857	7,184	7,051	7,107
	受診者数(人)	1,067	805	888	780	215
	受診率(%)	33.3	28.2	12.4	11.1	3.0
	発見患者数(人)	0	0	0	0	0
	患者発見率(%)	0	0	0	0	0



(2) 結核患者管理

① 新登録患者数・登録時活動性分類、性別、年齢階級別

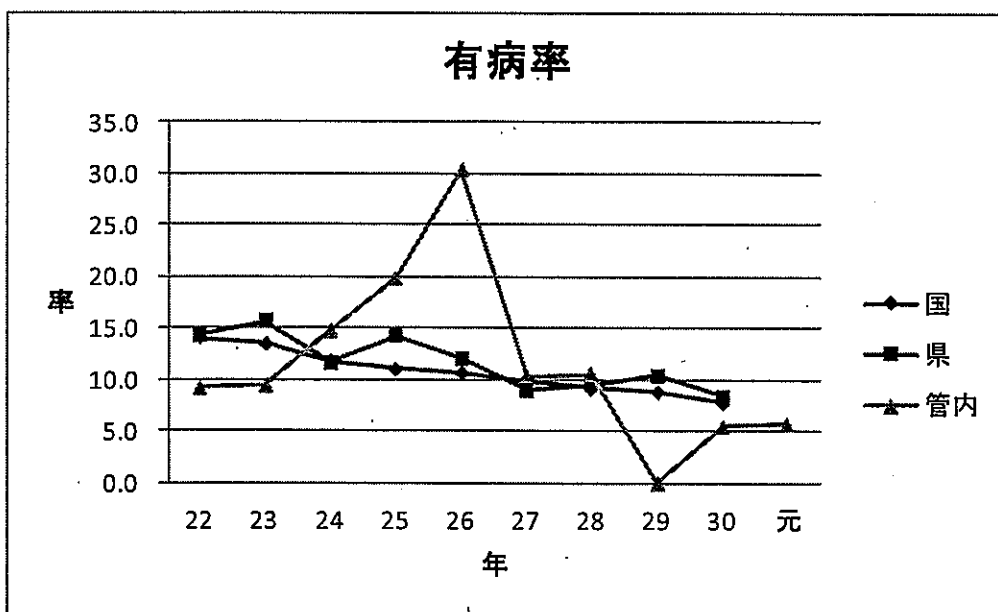
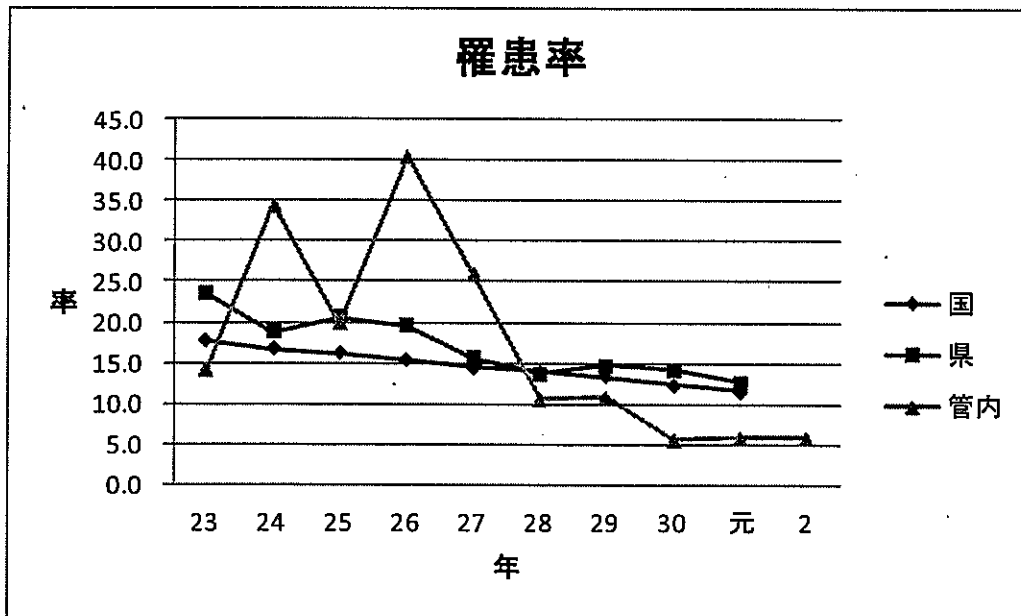
串本支所管内で令和2年の1年間に新たに登録された結核患者数は1人で罹患率5.7となっている。

(令和2年中)

年齢階級別	区分	活動性結核								潜在性結核感染症 (別掲)
		総数	肺結核活動性						肺外核活動性	
			総数	喀痰塗抹陽性			その他の結核菌陽性	菌陰性・その他		
				総数	初回療	再治療				
総数	総数	1	-	-	-	-	-	-	1	-
	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	女	1	-	-	-	-	-	-	1	1
0~4歳	総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	女	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5~9歳	総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	女	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10~14歳	総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	女	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15-19歳	総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	女	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20~29歳	総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	女	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30~39歳	総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	女	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40~49歳	総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	女	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50~59歳	総数	1	-	-	-	-	-	-	1	-
	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	女	1	-	-	-	-	-	-	1	-
60~69歳	総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	女	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70~79歳	総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	女	-	-	-	-	-	-	-	-	-
80~89歳	総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	女	-	-	-	-	-	-	-	-	-
90歳~	総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	女	-	-	-	-	-	-	-	-	-

④ 罹患率・有病率状況

年	罹患率			有病率		
	全国	県	管内	全国	県	管内
H23	17.7	23.5	14.2	13.5	15.6	9.4
H24	16.7	18.7	34.4	11.7	11.6	14.7
H25	16.1	20.6	19.8	11.0	14.2	19.8
H26	15.4	19.6	40.4	10.6	12.0	30.3
H27	14.4	15.6	25.8	9.9	9.0	10.3
H28	13.9	13.7	10.5	9.2	9.5	10.5
H29	13.3	14.7	10.8	8.8	10.4	0.0
H30	12.3	14.1	5.5	8.3	9.1	5.5
R元	11.5	12.6	5.7	7.7	8.4	5.7
R 2	集計中	集計中	5.7	集計中	集計中	5.7



積極的疫学調査病原体検査数

検査目的	検体数				
	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R 2年度
日本紅斑熱	7	24	17	9	9
重症熱性血小板減少症候群	1	0	0	0	0
インフルエンザ	0	0	0	1	0
麻疹	0	0	0	1	0
ノロウイルス	5	0	0	0	0
エンテロウイルス	0	0	0	2	0
新型コロナウイルス	0	0	0	6	192

(3) 感染症発生動向調査事業

感染症法に基づき、感染症の発生状況を把握し、予防対策を講じるため、医療機関、県、国をインターネットで結び、情報の収集や還元が行われている。

和歌山県では、平成16年度に和歌山県感染症情報センターを開設し、これらの情報から年次推移や地域別の発生状況等を分析し、グラフや地図に加工したものを、インターネット等を通じて広く県民に提供している。

①感染症発生動向調査定点

医療機関の協力により、全国規模で医療機関定点（以下：「定点」という）が設置され、感染症情報を集約し医療機関、市町村等に還元している。

週報・月報の定点種類及び定点数（串本支所は内数）

定点種類	和歌山県	串本支所
インフルエンザ定点	34	2
小児科定点	21	1
眼科定点	1	0
性感染症定点	3	0
基幹定点（週報）	8	0
基幹定点（月報）	8	0
疑似症定点	9	0

(5) 肝炎治療特別促進事業の申請状況

将来の肝がん等の予防を図ることを目的とし、平成20年度からB型及びC型ウイルス性肝炎患者のインターフェロン治療の医療費助成を行っている。また平成22年度からB型ウイルス肝炎患者の核酸アナログ製剤治療が追加され、平成23年度にはC型慢性肝炎の治療に3剤併用療法が、平成26年にはインターフェロンフリー治療が追加された。

治療方法	H30年度 (件)	R元年度 (件)	R 2年度 (件)
インターフェロン治療※1	0	0	0
核酸アナログ治療※2	19	14	14
3剤併用	0	0	0
インターフェロンフリー	10	2	1

※1) 2回目含む ※2) 更新申請者含む

(6) エイズ予防対策

エイズ（後天性免疫不全症候群）やH I V（ヒト免疫不全ウイルス）感染は、正しい知識と適切な感染予防行動により予防することができる。また、H I V感染の診断時、すでにエイズを発症している事例が約4割を占めているため、早期発見・早期治療と感染予防への働きかけを強化していくことが重要になっている。こうした状況を踏まえ、検査体制の整備、正しい知識の普及や啓発に取り組んでいる。

①エイズ相談・検査及び特定感染症予防対策

一般住民からの受検申し込みにより、エイズ相談・H I V抗体検査を行っている。また、エイズ抗体検査の際に、本人の希望により性感染症検査も併せて実施している。いずれも無料匿名検査である。また、平成30年度から夜間即日検査（原則として約1時間後に結果がわかる検査）も実施している。

検査実施状況

検査項目	H28年度 (件)	H29年度 (件)	H30年度 (件)	R元年度 (件)	R 2年度 (件)
H I V抗体検査	1	0	0	0	0
H C V抗体検査	2	1	0	1	0
H B s 抗原検査	2	1	0	1	0
クラミジア抗体検査	1	0	0	0	0
梅毒検査	1	0	0	0	0

②講習会及び啓発活動等

思春期保健事業の一環として、高校生を対象に、エイズを含む性感染症の予防を目的とした「ピアエデュケーション事業」を行っている。

令和2年度については新型コロナウイルス感染症流行の感染予防から実施を見送った。12月1日世界エイズデーでの啓発活動を通して、感染者への理解を呼びかけている。

5 健康相談（クリニック）

毎月2回（第1・第3火曜日）実施しているクリニックでは、健康相談や健康診断などを行っている。

（人数）

年度	一般クリニック	
	美	延
H30	58	69
R元	61	61
R2	62	64

6 臨床検査

所内において以下の臨床検査業務を受け付けている。血液学的検査及び生化学検査、血清学的検査は外部機関に委託している。

所内臨床検査実施状況

検査項目	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
血液学的検査					
※血液一般検査	5	9	9	11	6
※血液像	0	0	0	0	0
生化学検査					
※肝機能検査	3	9	9	12	6
※脂質検査	11	9	9	11	6
※血糖検査	3	9	9	11	6
血清学的検査					
※HIV抗体検査	1	0	0	0	0
※HCV抗体検査	3	1	0	1	0
※HBs抗原検査	2	1	0	1	0
※クラミジア抗体検査	1	0	0	0	0
※梅毒検査	1	0	0	0	0
一般検査					
尿定性試験	56	55	50	43	48
寄生虫卵検査	0	0	0	0	0
細菌学的検査					
赤痢菌	113	56	18	47	93
腸管出血性大腸菌O-157	6	10	0	1	0
腸チフス	29	47	18	46	51
パラチフス	29	45	17	45	51
サルモネラ	0	2	1	2	2
生理学的検査					
心電図検査	18	21	23	22	22

※委託検査

② 給食施設数

健康増進法による給食施設の内訳は下表のとおりである。

(令和2年度)

		学校	病院	老健	老人福祉施設	児童福祉施設	社会福祉施設	自衛隊	合計
特定給食施設	管理栄養士のみ いる施設	0	2	0	0	1	0	0	3
	栄養士のみ いる施設	0	0	1	0	1	0	0	2
	どちらも いる施設	1	1	0	1	0	0	0	3
	どちらも いない施設	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の給食施設	管理栄養士のみ いる施設	0	0	0	0	0	0	0	0
	栄養士のみ いる施設	1	0	0	1	0	1	1	4
	どちらも いる施設	0	0	0	0	0	0	0	0
	どちらも いない施設	3	0	0	4	2	1	0	10

※特定給食施設…継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設

(3) 免許関係

(令和2年度)

	管理栄養士	栄養士
免許登録申請	1	1
訂正申請	0	0
再交付申請	0	0

※調理師免許及び試験事務については、平成25年4月1日から関西広域連合に移管された。

(4) 食生活改善推進協議会

保健所・町実施の養成教室修了者で昭和58年5月に組織され、地域の食生活改善・健康づくり事業に協力している。また、会員の知識向上を目的として研修及び講習会を行っている。

① 会員数

(令和2年度)

串本町	古座川町	合計
24	38	62

② 協議会活動 (令和2年度)

新型コロナウイルス感染防止対策に係る事業縮小により地域職域おやこ食育教室の県からの委託なし

- ◆生涯骨太クッキング
- ◆男性の料理教室
- ◆おやこ食育教室
- ◆減塩推進スキルアップ事業
- ◆世界禁煙デー啓発
- ◆在宅介護食教室

(7) 管内市町村栄養士等研修会

市町村栄養士等を対象として、知識及び技術の習得・向上を図るため、研修会を開催している。

(令和2年度)

実施年月日	内 容	所	参加者
令和2年 10月6日	【第一部】 糖尿病性腎症に係る生活指導について 【第二部】 糖尿病性腎症に係る栄養指導について	那智勝浦町福祉 健康センター	14名

(本所と合同)

(8) 健康長寿のための地域・職域連携事業

二次医療圏単位に「地域・職域連携推進協議会」が設置（平成20年5月28日）され、地域保健と職域保健が連携して、生涯を通じた継続的な健康づくりを進めるための体制づくりを行っている。

① 二次保健医療圏地域・職域連携推進協議会
＜ワーキング会議＞

(令和2年度)

実施年月日	内 容	場 所	参加者
令和2年 7月7日	①令和元年度事業報告 ②令和2年度事業計画	那智勝浦町福祉 健康センター	◆新宮・東牟婁地域・職 域連携推進協議会ワ ーキングメンバー ◆事務局 (13名参加)

＜協議会＞

(令和2年度)

実施年月日	内 容	場 所	参加者
令和2年 9月25日	①平成元年度事業報告 ②令和2年度事業計画	那智勝浦町 福祉健康センター	◆新宮・東牟婁地域・職 域連携推進協議会委 員 ◆事務局 (14名参加)

② 健康推進員養成講習会

健康長寿日本一わかやまを目指すため、地域の健康づくりの草の根運動の中核を担う人材を育成

＜養成講習会修了者＞

(令和2年度)

	串本町	古座川町
修了者	1名	13名

⑤ 地域職域おやこ食育教室

新型コロナウイルス感染防止対策に係る事業縮小により地域職域おやこ食育教室の県からの委託なし。

(9) みんなで実践！健康づくり運動ポイント事業

健康長寿3原則の「運動」と「社会参加」を実現するため、専用のWebサイトやアプリを提供し、個人の運動習慣の定着や自治会活動の活性化を目指している。(平成29年10月1日から事業開始)

健康づくり運動ポイント事業 申込状況

(令和2年11月1日現在)

	個人	自治会	企業	グループ
古座川町	90	4	0	0
串本町	266	5	2	1
管内合計	356	9	2	1
県全体	8,315	84	182	37

(4) 小児慢性特定疾病医療費助成事業

小児慢性疾患のうち、医療費も高額となり、放置すれば児童の健全な育成を阻害することになるものを特定疾患と位置づけ、治療の確立と普及、児童の健全な育成、患者家族への医療費の負担軽減を図るため、小児慢性特定疾患治療研究事業実が実施されてきた。

児童福祉法の一部改正により、平成27年1月1日から「小児慢性特定疾病医療費助成制度」として対象疾患の拡大（704疾患）、小児慢性特定疾病児童等の自立支援事業の法定化等により、小児慢性特定疾病児童等の健康の保持増進及び自立の促進等、対策の充実化が図られることとなった。さらに、令和元年7月1日には、新たに6疾患が対象として加わり、現在16疾患群762疾病が対象となっている。

令和3年3月31日現在における管内の医療受給者は25名であり、疾患別では内分泌疾患が多い。

(令和3年3月31日現在)

	総数	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	変化を伴う症候群	染色体又は遺伝子に	皮膚疾患
総数	25	6	1	—	6	7	—	2	2	—	—	1	—	—	—	—
古座川町	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
串本町	24	6	1	—	5	7	—	2	2	—	—	1	—	—	—	—

(5) 不妊治療対策

子供を安心して産み育てることができる環境づくりを推進するため、平成16年度から特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）費の一部を助成している。

平成21年度より1回あたりの助成金上限額が10万円から15万円に拡充された。

平成23年度より1年度あたりの助成回数が1年度目のみ年2回から年3回に拡充された。

平成28年1月より、初回申請時の助成額が上限30万円まで引き上げられ、これまで助成対象となっていなかった男性不妊治療（治療の一環として行われるもので、精子を精巣または精巣上体から採取するための手術）についても、上限15万円まで助成が行われるようになった。

また和歌山県では国の制度に上乗せし、平成28年4月から2回目以降の治療に要する費用の2分の1に相当する額（上限25万円）を助成している。さらに平成29年度から管内両町による上乗せ助成も始まり、治療区分に応じて1回につき5万円または10万円を助成している。

	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	計
H23年度	2件	—	—	—	—	2件
H24年度	2件	1件	—	—	—	3件
H25年度	4件	3件	—	1件	—	8件
H26年度	4件	2件	—	1件	—	7件
H27年度	4件	2件	—	—	—	6件
H28年度	2件	2件	—	—	—	4件
H29年度	1件	1件	1件	1件	—	4件
H30年度	1件	1件	1件	—	1件	4件
R元年度	2件	1件	—	—	—	3件
R2年度	2件	—	—	—	—	2件

③乳幼児健康診査受診状況

乳幼児健康診査は、小児の疾病または異常の早期発見に努めるとともに、健全育成をはかるため、各町において実施されている。

7) 乳幼児健診

(4か月児健康診査)

令和2年度

市町村名	健診回数	対象者 A	受診者数		異常なし	健康管理上注意すべき者															精密健康診査														
			実人員 B	延人員		受診率 B/A×100	発達遅滞 精神面	発達遅滞 身体面	発達遅滞 言語面	発達障害	脳性麻痺	ひきつけ	ヘルニア	心臓疾患	開排制限	四肢異常	斜頸	口唇口蓋裂	難聴	視力障害	斜視	皮膚疾患 アトピー	皮膚疾患 その他	小児慢性特定疾病	泌尿器疾患	その他	計	母乳	混合	人工	要精密者数	受診結果			計
古座川町	6	9	8	8	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	4	1	2	1	1	0	
串本町	13	68	65	65	58	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	13	23	19	23	0	0	0	0	0
計	19	77	73	73	63	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	14	26	23	24	2	1	1	0	2	

(10か月児健康診査)

令和2年度

市町村名	健診回数	対象者 A	受診者数		異常なし	健康管理上注意すべき者															精密健康診査														
			実人員 B	延人員		受診率 B/A×100	発達遅滞 精神面	発達遅滞 身体面	発達遅滞 言語面	発達障害	脳性麻痺	ひきつけ	ヘルニア	心臓疾患	開排制限	四肢異常	斜頸	口唇口蓋裂	難聴	視力障害	斜視	皮膚疾患 アトピー	皮膚疾患 その他	小児慢性特定疾病	泌尿器疾患	その他	計	5ヶ月以前	6ヶ月	7ヶ月以降	要精密者数	受診結果			計
古座川町	5	7	7	7	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	3	0	0	0	0	0	
串本町	13	77	74	74	70	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	1	51	23	0	0	0	0	0	0	0
計	18	84	81	81	76	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	2	10	26	0	0	0	0	0	0	0

(3 歳児健康診査)

令和2年度

市町村名	健診回数	対象者 A	受診者数		受診率 B/A×100	健康管理上注意すべき者													尿蛋白				尿糖			精密健康診査									
			実人員 B	延人員		異常なし	発達遅滞		精神面	身体面	言語面	発達障害	発達障害	歯列不正	斜視	視力障害	難聴	斜頸	口唇口蓋裂	斜頸	四肢異常	開閉制限	心臓疾患	小児慢性特定疾病	泌尿器疾患	その他	計	-	+	計	要精密者数	異常なし	要観察	要医療	計
							身体面	精神面																											
古座川町	6	11	10	10	90.9%	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	10	0	0	10	0	0	0	0	0	0		
串本町	6	80	72	72	90.0%	61	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	63	63	0	0	63	1	0	1	0	1	0	
計	12	91	82	82	1.	68	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	20	70	3	0	73	1	0	1	0	0	1		

9 薬事

(1) 薬事関係

医薬品等の品質、有効性、安全性を確保するため、薬局等に対して店舗・医薬品等の管理状況などについて監視指導を実施し、医薬品による危害発生防止を図る。

薬事関係施設等状況

(令和3年3月31日現在)

区分	町別	古座川町	串本町	計
薬局		0	7	7
店舗販売業		1	7	8
卸売販売業		0	1	1
配置販売業		0	0	0
配置従事者		0	1	1
高度管理医療機器販売業		0	5	5
管理医療機器販売業		6	52	58

(2) 毒物劇物、麻薬及び向精神薬関係

毒物及び劇物取締法、並びに麻薬及び向精神薬取締法に基づき、各営業施設並びに取扱施設について監視指導を行い、不適正な取扱い防止を図る。

① 毒物及び劇物販売業施設状況

(令和3年3月31日現在)

区分	町別	古座川町	串本町	計
計		1	10	11
一般販売業		0	7	7
農業用品目販売業		1	3	4
特定品目販売業		0	0	0

② 麻薬取扱施設等状況

(令和3年3月31日現在)

区分	町別	古座川町	串本町	計
麻薬施用者		1	26	27
麻薬管理者		1	4	5
麻薬小売業		0	5	5
麻薬卸売業		0	0	0
麻薬研究者		0	0	0
合計		2	35	37

(3) 薬物乱用防止啓発事業及び不正大麻・けし撲滅運動関係

1. 薬物乱用防止啓発については、薬物乱用防止指導員及び町職員、町教育委員会、警察署、青少年センター、保健所職員で構成する薬物乱用防止指導員串本地区協議会と協力しながら街頭啓発及び薬物乱用防止教室等を実施している。
2. 不正大麻・けし撲滅運動は、毎年4月から2か月間実施しており、これに係るポスター・リーフレットを関係機関に配布し啓発に努めるとともに、パトロールを行い、発見した場合はすべて除去し、適正に処分を行っている。

10 食品衛生

(1) 食品衛生関係許可件数、営業届出施設数

飲食に起因する危害の発生を未然に防止するため、食品衛生法および和歌山県食品衛生監視計画に基づき飲食店等許可および届出施設に監視指導を行っている。

食品関係営業施設は、令和3年3月末現在604施設である。

食中毒予防対策としては、通常の監視指導のほか、食品衛生月間事業、食品衛生協会の中核組織である食品衛生指導員による巡回指導などを通じて業者の指導を行い、又、製造業、大規模小売店舗、旅館、仕出し弁当業者などに対しては、夏期及び年末に重点的に監視指導している。

	食品営業許可施設数 (令和3年3月31日現在)			令和2年4月～令和3年3月			
	古座川町	串本町	総数	営業許可等件数			監視数
				更新	新規	廃業	
飲食店営業	37	270	307	55	29	44	245
飲食店営業(露店・移動販売車)	-	-	21	0	5	1	7
菓子製造業	15	47	62	4	8	12	63
乳処理業	0	1	1	0	0	0	2
乳製品製造業	0	1	1	0	0	0	2
魚介類販売業(一般)	9	37	46	7	5	9	23
魚介類販売業(移動販売車)	-	-	9	0	2	1	2
魚介類せり売り営業	0	6	6	6	0	1	6
食品の冷凍または冷蔵業	2	4	6	1	1	0	6
かん詰またはびん詰食品製造業	9	4	13	1	1	3	7
喫茶店営業(一般)	2	12	14	1	0	1	3
喫茶店営業(露店・移動販売車)	-	-	2	0	0	2	6
アイスクリーム類製造業	1	7	8	1	2	2	9
乳類販売業(一般)	2	25	27	3	2	6	10
乳類販売業(移動販売車)	-	-	5	0	1	1	1
食肉処理業	1	0	1	0	0	0	3
食肉販売業(一般)	5	26	31	6	4	6	16
食肉販売業(移動販売車)	-	-	6	0	1	1	1
みそ製造業	0	1	1	0	0	2	2
醤油製造業	0	0	0	0	0	1	1
豆腐製造業	0	0	0	0	0	0	0
めん類製造業	0	0	0	0	0	0	0
そうざい製造業	8	22	30	5	2	3	29
清涼飲料水製造業	2	3	5	1	1	2	12
氷雪製造業	0	1	1	0	0	0	1
氷雪販売業	0	1	1	0	0	0	0
小計	93	468	604	91	64	98	457

1 1 狂犬病予防及び動物の愛護管理

この事業は狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律並びに和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、狂犬病発生の予防とまん延を防止および「人と動物が共生する潤いのある社会」をめざし、動物愛護思想の普及啓発に取り組んでいる。

事業内容としては、平成12年4月に開設された和歌山県動物愛護センターと連携をはかりながら、犬の登録および狂犬病予防注射にかかる指導、動物の苦情・相談および適正飼育にかかる指導、動物愛護や適正飼養に関する知識の普及啓発、動物取扱業についての登録事務や施設に対する調査・指導助言等を実施している。

また、猫の処分頭数と野良猫による苦情を減らすため、平成28年度から「地域猫対策」支援として、地域猫対策計画を認定し、その実施者に対して不妊去勢手術費用の助成等のサポートを実施している。

(1) 犬の登録及び狂犬病予防注射の推移

(令和2年度)

	新規登録頭数	年度末登録頭数	狂犬病予防注射済票交付数
古座川町	9	239	206
串本町	50	719	485
合計	59	958	691

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年度末登録頭数	1,129	1,088	1,033	993	958
狂犬病予防注射済票交付数	832	815	757	734	691

(注) 1) 平成7年4月より犬の登録については、生涯1登録制に改正された。

2) 平成12年4月より狂犬病予防法の改正に伴い、犬の登録予防注射の実施事務は市町村に移譲された。

(2) 苦情・相談件数

(令和2年度) (件)

	抑留	犬の放し飼い	鳴き声	田畑荒らし	糞尿	恐怖	所有者引取り	拾得者引取り	負傷動物収容	迷い犬・猫	失踪問合せ	飼育指導	咬傷事故	遺棄	虐待	餌やり行為	その他	合計
犬	10	2	0	0	1	2	2	1	1	1	1	2	2	0	0	0	1	26
猫			0	2	2	0	4	21	5	2	8	1	0	1	1	6	0	53
その他			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	10	2	0	2	3	2	6	22	6	3	9	3	2	1	1	6	1	79

1 2 生活衛生

生活衛生営業種目とは、旅館、理・美容所、クリーニング所、公衆浴場等である。これらの施設については定期的に施設の衛生状況、健康管理状況等の監視指導を行っている。

(1) 生活衛生関係施設数

(令和3年3月31日現在)

区 分		施 設 数			
		古座川町	串本町	計	
営 業 関 係 施 設	理 容 所	6	36	42	
	美 容 所	8	61	69	
	ク リ ー ニ ン グ 所	1	12	13	
	取 次 所	1	3	4	
	旅 館 業	旅 館 ・ ホ テ ル	4	31	35
		簡 易 宿 所	11	59	70
		下 宿	0	0	0
	公 衆 浴 場	公 衆 浴 場	2	7	9
		そ の 他	2	7	9
	興 行 場	0	0	0	
特 定 建 築 物	0	2	2		

*特定建築物とは、ホテル、学校、共同住宅等の相当程度の規模を有する建築物で、その維持管理について、環境衛生上、特に配慮が必要なものをいう。

(2) 温泉状況

(令和3年3月31日現在)

町別 泉質	古座川町	串本町	計
合 計	6	20	26
単 純 温 泉	1	6	7
塩 化 物 泉	1	6	7
硫 黄 泉	4	8	12

1 3 生活環境整備

(1) し尿処理施設

古座川町及び串本町では、し尿処理の広域化を図っています。現在、両町のし尿は平成26年4月に共用開始された「池野山環境衛生センター」で処理されており、本施設の運営・管理は串本町古座川町衛生施設事務組合が行っています。

管内のし尿処理施設

(令和3年3月31日現在)

設置主体	施設名称	所在地	能力	備考
串本町古座川町 衛生施設事務組合	池野山環境衛生 センター	古座川町池野山 577-1	45 kL/日	平成26年4月 供用開始

(2) 浄化槽

和歌山県の汚水処理人口普及率は、令和元年度末（環境省、国土交通省、農林水産省による取りまとめより）において66.0%であり、全国平均の91.7%に比べ、かなり低い状況にあります。

そのため、古座川町や串本町では、循環型社会形成推進交付金（国庫補助）を用いて、合併処理浄化槽の設置時に補助を行っています。

浄化槽を適切に管理する上で、重要な役割を受け持つ保守点検業者及び清掃業者の数は近年大きな増減はないものの、ゆるやかな減少傾向にあります。

① 循環型社会形成推進交付金の交付状況内容と処理の状況

(令和2年度)

町名	補助対象基数	補助金受入額	備考
古座川町	9	996,000 円	補助対象基数のうち 高度処理浄化槽の基数 0基
串本町	74	9,192,000 円	補助対象基数のうち 高度処理浄化槽の基数 0基

② 浄化槽保守点検業者・清掃業者登録状況

(令和3年3月31日現在)

町名	浄化槽保守点検業者数	浄化槽清掃業者数	合計
古座川町	1	3	4
串本町	8	4	12

1 4 公害

(1) 公害苦情件数の推移

公害苦情の件数は平成26年度以降、若干のばらつきはあるものの、ほぼ横ばい状態にあります。

年度別・管内町別 公害苦情処理件数の推移

(令和3年3月31日現在)

年度	町名		合計 (件)
	古座川町 (件)	串本町 (件)	
平成28年度	1	4	5
平成29年度	1	8	9
平成30年度	2	10	12
令和元年度	4	3	7
令和2年度	3	8	11

(2) 公害苦情の内容と処理の状況

近年の苦情は、野焼きに伴う煙や悪臭によるもののほか、農業残渣を田畑の一角で焼却したところ、煙が近隣の民家へ流れ込む事例などがあります。

農林漁業の残渣を焼却することは、例外的に認められていますが、他人に迷惑を掛けないことが前提となっています。

令和2年度 町別公害苦情の内容と処理の状況

(令和3年3月31日現在)

区分	町名		合計 (件)	
	古座川町 (件)	串本町 (件)		
苦情の内訳	犬気汚染	1	2	3
	水質汚濁	0	2	2
	騒音・振動	0	0	0
	その他	2	4	6
合計		3	8	11
処理数		3	8	11
翌年度繰越		0	0	0

1 6 鳥獣保護管理

(1) 鳥獣保護区

鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護管理法に基づき鳥獣保護区が設定されており、保護区内では鳥獣の捕獲が禁止されている。

鳥獣保護区特別保護地区は、上記鳥獣保護区内に指定された区域で、地区内で工作物の設置、水面の埋立、立木の伐採といった行為を行うには、環境大臣又は都道府県の許可が必要となるが、管内には特別保護地区はない。

鳥獣保護区の状況

名称	市町村	期間	面積 (ha)
大島鳥獣保護区	串本町	令和11年10月31日まで	12
大塔山系鳥獣保護区	古座川町	令和11年10月31日まで	2689 (田辺市を含む)
潮岬鳥獣保護区	串本町	令和12年10月31日まで	25

(2) 特定猟具（銃）使用禁止区域

法定猟具のうち、銃器や危険性の高いわなについて、事故を未然に防止するため、その使用を禁止しておくことが適当な地域。

名称	市町村	期間	面積 (ha)
古座特定猟具（銃）使用禁止区域	串本町	令和5年10月31日まで	720

(3) 非狩猟鳥獣の捕獲及び飼養規制

非狩猟鳥獣は、原則として捕獲することができないが、飼養の目的で捕獲する場合は県知事の捕獲許可が必要である。ただし、希少鳥獣を捕獲する場合は、環境大臣の許可が必要である。

※愛がん飼養目的の捕獲に対する許可は、メジロ1種類のみ認められている。ただし、知事が特別の事由があると認める場合に限ることとし、原則、許可しない。なお、今後廃止の方向で検討されている。

- ・飼養登録票（市町村が発行）の有効期間は発行の日から1年。
- ・繁殖期間中（4月、5月、6月）の捕獲は許可しない。
- ・許可期間（県知事が発行）は1ヶ月以内。
- ・飼養のための捕獲の許可は1世帯1羽とし、飼養許可に係る鳥獣を飼養している場合には許可しない。

(4) 鳥獣保護管理員

任用期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。

1名委嘱されている。

鳥獣保護管理員の勤務について週1日で1日あたり4時間。

毎月の勤務報告を、翌月1日までに振興局長あて報告する。

